

過疎法による過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から、現行の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～)の法期限を平成22年に**平成28年3月末日まで延長(6年間)**。
- 3 平成24年に**東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ**等を踏まえ、法の**期限を平成33年3月末日まで再延長(5年間)**。
- 4 平成26年に**平成22年の過疎法改正時の衆参総務委員会の決議**等を踏まえ、**平成22年国勢調査結果を用いた過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の拡充**。

II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長・平成24年再延長・平成26年一部改正)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与**することを目的とする。

III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件: (例) S40～H22(45年間)の人口減少率33%以上。
財政力要件: (例) H22～H24の財政力指数0.49以下。

かつ

【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H28.4.1)	797	1,718	46.4%
人口(平22国調:万人)	1,136	12,806	8.9%
面積(平22国調:km ²)	221,911	377,950	58.7%

①産業の振興 ②交通通信体系の整備 ③生活環境の整備
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑤医療の確保
⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等 ⑧集落の整備
⑨その他(自然エネルギー、防災等)
※上記事業に係る基金積み立ても可能

IV 過疎法に基づく施策

過疎対策事業債による支援(H28計画額4,200億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))

- ・ H22年法改正により、H22年年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ・ H26年法改正により、H26年年度から、**さらにハード事業を拡充**した。

①市町村所有の貸工場・貸事務所 ②地域鉄道 ③一般廃棄物処理のための施設 ④火葬場 ⑤障害者福祉施設 ⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール ⑦市町村立高等学校の校舎等 ⑧市町村管理の都道府県道

①認定こども園 ②市町村立の幼稚園 ③図書館
④自然エネルギーを利用するための施設

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校、義務教育学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 	

2 地方債計画額

平成28年度4, 200億円(対前年度(当初)100億円、2.4%増)

平成27年度4, 100億円(当初)、4, 240億円(改定後)

過疎対策事業債（ソフト分）について

1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）
 - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
 - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
 - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）

②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

2 発行状況等

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能

※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出
最低限度額は3,500万円

（単位：億円、％）

年度	発行額A	発行限度額B	活用率A/B
H22	379	662	57.3
H23	458	702	65.2
H24	566	727	77.8
H25	616	745	82.6
H26	686	769	89.3
H27	709	769	92.2

←弾力運用(2倍)開始

関係都道府県総務部長
(市町村担当課扱い)

関係指定都市財政局長
(財政課扱い)

殿

総務省自治財政局財務調査課長

過疎対策事業債における地方創生特別分の取扱いについて（通知）

過疎地域において、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により魅力ある就業の機会が創出されるよう、過疎対策事業債（ハード分）に地方創生特別分を創設することとし、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、下記の事項を御了知の上、貴都道府県内の関係市町村に対しても、その趣旨を十分お伝えいただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 基本的な考え方について

過疎対策事業債については、従前より、地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めるものであることとしているが、地方公共団体の所要額の総額が地方債計画の計上額を超え、同意等予定額を定める際に所要額の減額調整が必要となった場合には、地方創生特別分に位置づけられた事業を他の事業に優先して取扱うこととする。

2. 対象事業について

ハード対象事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する以下の事業を地方創生特別分として位置づける。ただし、将来にわたり継続的に雇用が見込まれるものに限る。

- (1) 法人に対する出資、地場産業振興施設、貸工場・貸事務所、観光・レクリエーション施設、農林漁業経営近代化施設、商店街振興施設
- (2) 民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等

※(1)の事業については、新規整備のほか増改築事業、更新事業を含むが、(2)の事業については、新規整備に係る事業のみが対象。

3. 雇用創出の考え方について

見込まれる雇用創出の精査にあたっては、以下の考え方・事例を参照されたい。

<雇用創出の考え方・事例>

(1) 施設整備に伴う直接的な雇用が見込まれること

例： 地場産品販売施設の整備により、当該施設に従事する従業員〇人を雇用予定。

(2) 法人に対する出資や施設の増改築等により生産性等が向上し、売上高等が増加することに伴い、当該法人や施設における新たな雇用が見込まれること

例： 最先端の集荷貯蔵施設を整備することで農産品の質が向上し、売上高〇〇万円の増加が見込まれる。売上高〇〇万円に対し1人雇用を増加させることとし、〇人の雇用増が見込まれる。

(3) 施設整備等により、その波及効果による雇用創出が見込まれること（産業連関表を用いた分析などによる）

例： ・（産業連関表を用いた場合）

新たな観光施設の整備により、年間〇〇人の観光客が見込まれ、消費額として〇〇万円の増加が見込まれる。この消費額〇〇万円の市内における雇用創出効果を産業連関表を用いて分析すると〇人の雇用を見込むことができる。

・（具体的な雇用が特定できる場合）

貸工場整備により企業を誘致することで、当該企業の事業に必要な原材料の販売元に新たな需要が生まれ、これに対応するための従業員〇人の雇用が見込まれる。

※ いずれも当該過疎地域内における雇用創出に限り、雇用の人数は問わない（正規雇用が望ましいが、パートやアルバイトなどの非正規雇用も可とする）。

4. 適用する期間

平成27年度における同意等予定額に限る。

5. その他

市町村への同意等予定額を定める際にも、上記の趣旨を踏まえた対応をされたい。

【担当】

総務省自治財政局

財務調査課助成係 宮野、松本

TEL：03-5253-5648

総 財 務 第 1 0 号
平成 2 8 年 1 月 2 5 日

関係都道府県総務部長
(市町村担当課扱い)

関係指定都市財政局長
(財政課扱い)

殿

総務省自治財政局財務調査課長

「過疎対策事業債における地方創生特別分の取扱いについて（通知）」の一部改正について

「過疎対策事業債における地方創生特別分の取扱いについて（通知）」（平成 2 7 年 4 月 1 0 日総財務第 7 5 号総務省自治財政局財務調査課長通知）の一部を下記のとおり改正しますので、貴都道府県内の関係市町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

「過疎対策事業債における地方創生特別分の取扱いについて（通知）」の一部を次のように改正する。

4 を次のように改める。

4. 適用する期間

平成 3 1 年度までの同意等予定額に適用する。

【担当】

総務省自治財政局
財務調査課助成係 宮野、松本
TEL : 03-5253-5648